

聖籠町告示第3号

聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年1月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年聖籠町条例第19号）第16条第3項の規定に基づき、聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。